

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 改築祝も収入に

**Q** : 私は、スナックを経営しています。この度、店舗が手狭になったため、増改築を行いました。改築祝として常連の客や仕入先から祝金をいただきました。

ところで、この祝金は事業所得の収入に計上しなければならないのでしょうか。

**A** : 受け取った祝金は、事業所得の収入に計上しなければなりません。

### 【解説】

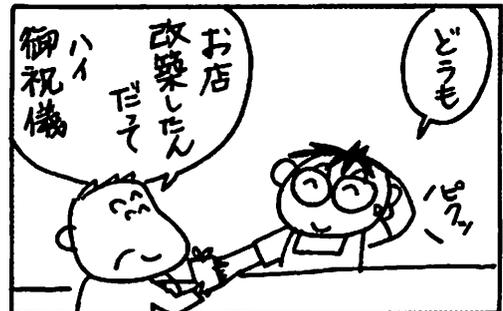
事業所得の総収入金額には、商品の販売代金や請負代金、報酬、料金のようなその事業活動の本来の収入のほかに、事業遂行に付随して生ずる収入も含まれます。

開店祝や店舗の改築祝として、顧客等取引先から受ける金品は、事業に付随して生じた収入と考えられます。

したがって、受け取った祝金は、その年分の事業所得の総収入金額に算入しなければなりません。

ただし、例えば、店頭飾る花輪や店内に掲げる大入と書いた額縁のようなものは、その価額を総収入金額に算入しなくてもよいと思います。

ちなみに、①空箱や作業くずなどの売却代金、②仕入割引、③リベート、④買掛金の免除益、⑤使用人の寄宿舎の使用料、⑥事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品、⑦新聞販売店における新聞折込収入、⑧浴場や飲食業などにおける広告収入、などの雑収入や事業に伴って生ずる付随収入も、事業所得等の収入金額になります。



KIMIYO-I